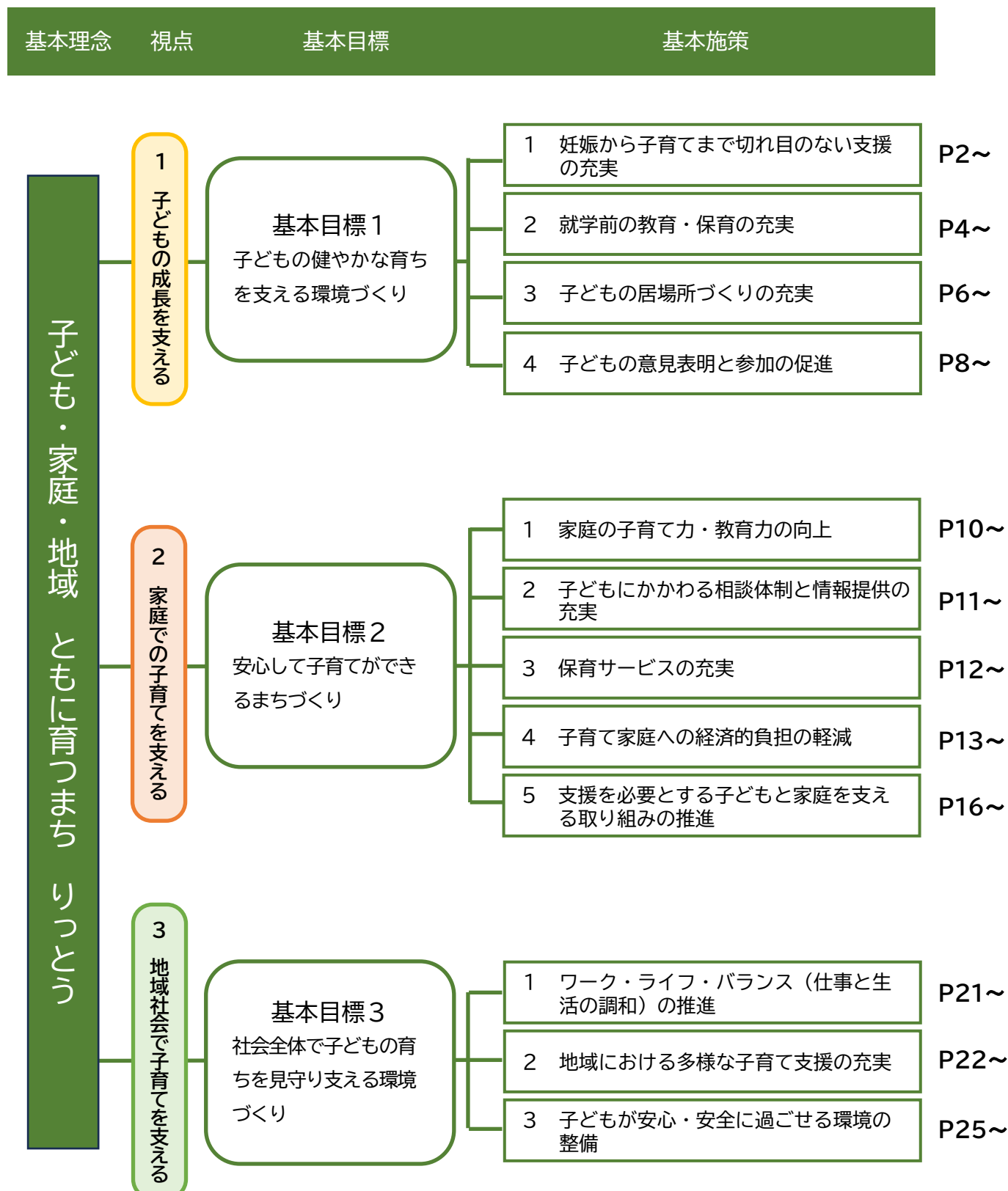


第3期子ども・子育て支援事業計画 施策の展開について（素案）

施策体系



1. 基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

基本施策1 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実

核家族世帯が一般化し、自身が親になるまでに乳幼児と接したことがない人の増加や地域の人間関係の希薄化などを背景に、子どもを持つことや子育てに対して不安・負担感を感じる人は増加しています。そのような中、子どもをみてもらえる親族・知人がいない人や、子育てについて相談できる人・場がない家庭が一定数みられます。保護者が孤立し、子どもや自身に関する悩みを抱え込まないよう、妊娠期から周産期、その後の子育て期に至るまで健診、相談事業等を通じて支援が必要な子どもと家庭には早い段階で適切な支援を行うことが求められます。

誰もが安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく関わり続けることで、子ども・保護者の疾病予防と妊娠・出産・子育てに係る不安の解消と継続的な支援に取り組めます。

事業番号 . . . 新たに掲載する事業

主な事業

	事業	事業内容	方向性	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊娠と診断された人に対し、母子の健康状態を管理し、子育て情報を掲載した母子健康手帳を交付します。また、交付時には専門職（助産師、保健師）が面談し相談や情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携を行います。		こども家庭センター
2	妊婦健康診査	妊娠中の母と子の健康管理を行うため、妊婦健康診査費用を助成します。		こども家庭センター
3	乳幼児健康診査	乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月）月10回（年120回）を実施し、疾病や障がいの早期発見と乳幼児の健全な発育・発達を促します。		こども家庭センター
4	乳幼児福祉医療費助成制度	小学校就学前の子どもを対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費を助成します。		保険年金課
5	健康相談	保健センターと児童館、コミュニティセンターにおいて、乳幼児の成長や育児・離乳食の相談に応じ、適切な保健指導を行います。		こども家庭センター
6	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。		こども家庭センター

	事業	事業内容	方向性	担当課
7	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に保健師や家庭児童相談員などが訪問し、養育に関する相談・支援を行います。		こども家庭センター
8	産前産後サポート事業 りっとう楽育サロン (プレママ・パパママ編) ママのおしゃべり会	妊娠期や産後(生後4か月頃まで)の参加者同士の交流の機会を提供するとともに、妊娠中や産後の不安や悩みについての相談や、妊娠中の過ごしや産後の過ごし方、育児の役割分担など助産師や保健師等からの情報提供を行い、妊娠中から産後を安心して子育てできるよう支援を行います。		こども家庭センター
9	産後ケア事業(宿泊型・デイサービス型)	産後の心身のケア、育児のサポート等を必要とする母子を実施施設に宿泊あるいは日帰りで通所させ、母体の体力回復を図るとともに、母体のケア及び乳児のケア並びに今後の育児に資する指導等を実施します。		こども家庭センター
10	妊娠等包括相談支援事業(伴走型相談支援)、妊婦のための支援給付事業(仮称)	母子手帳交付時(妊娠届出時)と、こんにちは赤ちゃん訪問時(生後4か月頃まで)に、保健師・助産師等専門職と面談を実施するとともに、経済的支援として妊婦のための支援給付金(仮称)を給付します。また、妊娠7～8か月頃にアンケートを実施し、希望者への面談を実施します。		こども家庭センター
11	母子手帳アプリの活用	伴走型相談支援の一環として、妊娠・出産・乳幼児健診・予防接種・子育てに関する情報の記録とプッシュ配信をします。また、乳幼児健診や子育てに関するイベント、教室、相談事業の予約に活用します。		こども家庭センター
12	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	子育て世代包括支援センター(母子保健)及び子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)両機能の一体的な運営を通して、妊産婦および乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びこどもと家庭に対して虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じ切れ目なく支援します。		こども家庭センター

基本施策２ 就学前の教育・保育の充実

本市では、早期から保育園と幼稚園のカリキュラムを一本化した乳幼児保育総合システムを構築し、幼稚園（幼稚園＋保育園）の設置などにより混合保育を実施してきました。近年、保護者の就労形態の変化に伴い、低年齢児からの保育ニーズが増加する一方で幼稚園への入園児童数は減少傾向にあり、この傾向は幼児教育・保育無償化により、さらに加速しています。また、市外から移り住む人が多い地域やマンションなどの集合住宅が開発される地域での保育ニーズが高くなっており、地域に応じた対応が必要となっています。

こうした状況のもと、これまでの取り組みを踏まえ、待機児童の解消、公立園施設老朽化への対応、多様な保育ニーズへの対応を図り、子どもの育ちにふさわしい教育・保育環境を整備するために公立園の再編（認定こども園化）による幼保一体化を推進しています。

また、本市では、市内の就学前施設における教育・保育の質の向上をめざして「すくすく育つりっとうっ子 保育教育全体計画」を作成し、子どもたちが通う就学前施設の違いに関わらず、質の高い教育・保育が受けられる環境づくりを進めています。引き続き、同計画に基づき市内すべての就学前施設において、各園の独自性を尊重しつつ、幼稚園教育要領・保育所保育指針に掲げられている「めざす子どもの姿」の実現をめざします。

一方、国においては月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設するとしています。本市においても、実施に向けて体制等を検討していく必要があります。

主な事業

	事業	事業内容	方向性	担当課
13	民間保育所等運営補助	就学前保育環境を整えるため、法人立認可保育施設への運営支援を継続します。		幼児課
14	教育・保育支援アドバイザーの配置等	教育・保育に関する専門性を有する保育支援アドバイザーを配置し、巡回指導等を行います。		幼児課
15	保育所・幼稚園・こども園の環境整備	老朽化した公立園の整備や低年齢児保育に適した改修、耐震化等の推進について、改修計画を定め年次的に行います。		幼児課
16	保育・教育に係る研修の実施	保育・教育に携わる保育士・幼稚園教諭が、園内外で開催される各種研修に参加することで、より専門的な保育・教育が提供できるようスキルアップを図ります。		幼児課
17	「すくすく育つりっとうっ子 保育教育全体計画」に基づく保育教育の提供	「すくすく育つりっとうっ子保育教育全体計画」に基づき作成した「保育環境評価表」を活用し、よりよい保育の提供ができるように質の向上に取り組みます。また、人権・同和教育年間指導計画を各園で活用し、一人一人を大切にする人権・同和保育を推進します。		幼児課
18	園児・保護者への安全指導	保育所・幼稚園・こども園にて防犯、交通安全教育に取り組みます。		幼児課
19	保護者研修会	保護者の子育てに対する理解の促進を図るため、公立園において、保護者会と連携して研修会を開催します。		幼児課
20	保幼小連絡会	小学校区ごとに、保育園・幼稚園・こども園と小学校が連携し、保育・授業公開、研究協議などを行い、教育内容や教育方法の連続性を相互に理解し、小学校への円滑な接続につなげます。		幼児課 学校教育課
21	幼児と児童の交流促進	保育園・幼稚園・こども園児と小学生の交流を積極的に行い、異年齢の子どもが学びあう経験と機会を多くもち、小学校への円滑な接続につなげます。		幼児課 学校教育課
22	子育て教育Nextプロジェクト	子育て・教育の「0歳から15歳までの連続性」を大切にした中学校区を単位とした保幼小中の連携強化を図ります。		学校教育課
23	栗東市人権教育研究大会	各学校・園・地域における人を大切にする実践を通して、お互いに学び合います。		人権擁護課

基本施策3 子どもの居場所づくりの充実

子どもの健やかな育ちは、家庭を基盤として、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下、多様な大人や同年齢・異年齢の子ども同士との関わりの中ではぐくまれます。しかし、社会構造の変化により、身近なところで子どもが自由に遊び、過ごせる場が減っていることに加えて、少子化や地域のつながりが薄れることにより、子どもがいろいろな人と関わりを持ち、遊びや生活のなかで様々な体験を通じて社会性を養い、学び合う機会が少なくなっています。

共働き家庭やひとり親家庭の増加により、放課後や長期休暇中に子どもが安全に過ごせる場所の必要性が高まっていることから、本市では9小学校区に市立学童保育所が10か所、民設学童保育所が11か所（令和6年4月現在）設置されているほか、地域住民の協力による放課後子ども教室や障がい児地域活動支援事業の実施、児童館における支援事業を通じて、子どもの居場所づくりと多様な体験機会の提供に努めています。

また、家庭や学校が自分の居場所と感じられない子どもも存在すると考えられることから、個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、子どもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要があります。

様々なニーズや特性を持つ子どもが、身近な地域において、一人ひとりの状況に応じた居場所を切れ目なく持てるよう支援を進めます。

主な事業				
	事業	事業内容	方向性	担当課
24	放課後児童健全育成事業（学童保育所）	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に、保護者に代わって適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ります。		子育て支援課
25	民間による学童保育所の整備	入所希望児童の増加と多様なニーズへの対応に向け、民間による学童保育所の実施を推進します。		子育て支援課
26	市立学童保育所の環境整備	老朽化した施設の整備や入所児童の増加にあわせた改修を行い、安全に利用できる環境を整えます。		子育て支援課
27	児童館運営事業	放課後の児童の居場所として、子どもたちに健全な遊びの場や機会を提供します。また、長期休暇中において活動事業を行い、仲間づくりを通して社会性・創造性・思いやりの心などを育みます。		子育て支援課
28	放課後子ども教室	小学校の体育館やコミュニティセンターなどを活用し、地域の多様な人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などに取り組みます。		生涯学習課

	事業	事業内容	方向性	担当課
29	放課後等デイサービス、日中一時支援	障がいがある児童に対し、放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に規則正しい生活習慣を維持できるよう、療育活動や創作活動を行います。		障がい福祉課
30	児童館の維持補修	老朽化した児童館の維持補修など子どもたちが安全に利用できる環境を整備します。		子育て支援課
31	児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家族が抱える多様な課題に応じて、基本的な生活習慣の形成や学習支援、食事の提供、関係機関との連携等を包括的に行い、社会的孤立に陥らないように見守る体制を構築し、社会で自立できる子どもの育成につなげます。		こども家庭センター
32	学習支援事業	経済的に不安を抱えておられる世帯の中学生・高校生の「学習の場」・「居場所」として「べんきょう会」を開催します。		社会福祉課
33	子ども食堂の支援	子どもと地域住民とがつながり、子どもも大人も安心して過ごすことができる居場所を提供します。		社会福祉課
34	児童生徒支援室事業	ひきこもり等の不登校の児童生徒に対して、訪問相談事業を実施します。訪問相談には、臨床心理士や社会福祉等の資格を持った職員が訪問支援を行います。		学校教育課
35	長期休暇中の子どもの居場所づくり	夏休みなどの長期休暇中に子どもたちが安心して過ごせる場所を提供します。	検討	子育て支援課
36	小学生の朝の居場所づくり	子どもたちが小学校の始業前の朝の時間に安心して過ごせる環境を整備します。	検討	子育て支援課 学校教育課

基本施策4 子どもの意見表明と参加の促進

「子どもの権利条約」では、子どもは権利の主体者であるとして、「意見表明権」を保障し、「参加する権利」を規定しています。令和5年4月に施行された「こども基本法」は、「子どもの権利条約」を踏まえて制定されており、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見を表明する機会の確保・子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、子ども施策の策定等にあたって子どもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務づける規定が設けられています。

また、児童福祉法の改正により、児童の施設入所等の措置や一時保護の決定等において児童本人の意見や意向を確認する意見表明等支援事業が法定化され、事業の実施にあたり子どもの年齢・発達段階、状況に応じた適切な支援を行うためには専門性が必要であることから意見表明等支援員の養成が急務とされています。

子どもの意見表明権に対する認識を社会に根づかせるためには、子どもたちが自分自身の権利について学ぶことや、自分の気持ちや思いを言葉にして伝えることができるような周囲の大人の関わり方が重要になります。

まちづくりや様々な体験活動に参画することを通して、子どもが主体的に意見・考えを発信する機会を拡大するとともに、子どもの権利について理解し、子どもとの信頼関係とコミュニケーションを築いて子どもの意見表明を支援できる人材の育成を進めます。

主な事業				
	事業	事業内容	方向性	担当課
37	体験活動を通じた子ども自身の活動の支援	アドベンチャーキャンプを実施し、集団活動や野外活動を通して豊かな心と生きる力を育むとともに、未来の青年リーダーとなる人材を養成します。		生涯学習課
28	[再掲] 放課後子ども教室	小学校の体育館やコミュニティセンターなどを活用し、地域の多様な人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などに取り組みます。		生涯学習課
38	青少年育成市民会議	中学生による意見作文発表「中学生広場」や青少年が活動発表する「青少年育成大会」、愛のパトロールなど青少年育成に関する事業展開を行います。		生涯学習課
39	ジュニア・ボランティア・レンジャー(JVR)養成講座	小学3年生から中学3年生を対象に、自然環境の保全意識の高揚と環境リーダー養成を図るための講座を開催します。		生涯学習課
40	親子観察会	幼児から小学生の低学年向けに、身近な生き物や園内に自生する四季折々の見どころを指導員が案内し、観察する楽しさを体験してもらいます。		生涯学習課

	事業	事業内容	方向性	担当課
41	人権啓発の推進	子どもの人権について、考える機会を持ち一人一人を大事にする関わりなどを啓発します。また、文化祭や作品募集により啓発を推進します。		人権擁護課 ひだまりの家
42	子どもの権利に関する教育の推進	子どもの年齢に応じた内容で、子どもが自身の権利について学ぶ機会を提供します。		人権擁護課 学校教育課 幼児課
43	子どもの意見表明権行使への支援	子どもが意見や考えを表明できるようにサポート（子どもアドボカシー）する人材の育成を行います。		子育て支援課 こども家庭センター
44	子どもの意見表明機会の拡大	子どもにかかわる政策などに意見や考えを表明できる機会を拡大します。		子育て支援課

2. 基本目標2 安心して子育てができるまちづくり

基本施策1 家庭の子育て力・教育力の向上

子育て世帯における子どもの数の減少や家族形態、社会環境の変化を背景に、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会が減少する一方で、インターネット上に育児情報があふれる状況は、簡単に情報が得られる利便性がある反面、多すぎる情報のなかでかえって保護者が不安を増幅させてしまうことにもつながっています。

そのため、子育てに自信が持てないとする親の増加や子どもが事故や事件に巻き込まれるなどの安全・安心にかかわる育児不安など、子育てに関して不安や負担等を感じる保護者は多くなっています。

家庭における教育力の向上に向けて保護者が正しい知識を得るとともに、不安や負担感を低減し、子育てに喜びを感じられるよう、学習機会や相談支援、交流機会の提供、子育てや教育に関する情報発信など、保護者への支援に取り組みます。

主な事業				
	事業	事業内容	方向性	担当課
45	児童館子育て支援事業	遊びや子育て親子の交流の場の提供、相談事業などを通じて、子育て支援、親育ちを支える活動を実施します。		子育て支援課
46	子育てサークル等との協働事業	子育てや保護者に対する支援を目的としたサークルなどの育成や、協働事業の実施に取り組み、地域における子育て支援活動を推進します。		子育て支援課
47	「おでかけシルバーママ・パパ」の開催（シルバー人材センターの事業）	シルバー人材センターの地域に貢献される取り組みに対し事業の実施および運営を支援します。 子育て世代を対象に、人生や子育て経験の豊かなシルバーママ・パパとのふれあいの場を提供し、「三世代交流」や「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組み、子育てのストレスを軽減することを目的として各児童館に出かけて事業を実施します。		商工観光労政課 子育て支援課
48	子育て講座の開催	子育ての喜びや楽しさを感じるとともに、育児不安の軽減を図るため、生活リズムの大切さや健康的な子育てなど、家庭保育の充実につながる講座を開催します。		子育て支援課

	事業	事業内容	方向性	担当課
49	読み聞かせの啓発と情報提供	保護者に向けて、読み聞かせの意義や方法について伝える講座を実施します。また、学校や地域の団体と連携し、読み聞かせや児童書に関する情報提供や活動の支援を行います。		生涯学習課 図書館
50	家庭における教育力への支援	「くりちゃん元気いっぱい運動」の「早ね・早おき・朝ごはん」や「子育てのための12か条」などにより、家庭教育に対する保護者の意識を高め、地域をあげて子育てに取り組む風土をつくります。		生涯学習課 学校教育課 幼児課 子育て支援課
51	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して、講義やロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供や助言をするとともに、保護者同士が相互に同じ悩みや不安を相談、共有し、情報交換できる場を設ける等により、親子間における適切な関係性の構築を図る。		こども家庭センター
52	ブックスタート事業	親子が絵本の読み聞かせを通して、楽しく心ふれあう時間を持つきっかけづくりへとつなげていくため、4か月健診時に絵本をプレゼントします。		子育て支援課

基本施策2 子どもにかかわる相談体制と情報提供の充実

子育てに不安や悩みを抱える保護者が多い一方で、子育てについて相談できる人や場がない人が一定数存在し、また、利用方法がわからず子育て支援事業を利用していない人もみられます。

本市では、地域子育て支援センターや児童館で子育てについての相談に応じているほか、広報やSNS、各種情報紙などを用いて情報提供を行っています。保護者への子ども・子育てに関する情報の周知が十分でない状況です。

不安や悩みのある子ども・保護者が身近な場所で気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに、子育てに関する情報を必要な人に届けられるよう、様々な機会と多様な媒体を利用した情報提供に取り組めます。

主な事業

	事業	事業内容	方向性	担当課
7	[再掲] 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に保健師や家庭児童相談員などが訪問し、養育に関する相談・支援を行います。		こども家庭センター

	事業	事業内容	方向性	担当課
53	地域子育て支援センター事業	本市の子育て支援の中核施設として、子育て支援施設と連携・協力し、子育てに関わる相談や子育て講座などの各事業を実施するとともに、子育てサークルの育成、支援を行います。		子育て支援課
54	家庭児童相談	養育に関する面談や助言・指導を随時行います。また、必要に応じ要支援児童等の継続相談を行い、専門性のある機関等へつなぎます。		こども家庭センター
55	子育て相談	保育園、幼稚園、幼児園、ひだまりの家、地域子育て支援センター、児童館において、子育て中の保護者からの、健康やしつけ等に関する相談、育児についての不安や悩み・疑問などに関して、相談と支援を行います。		幼児課 子育て支援課 ひだまりの家
56	教育相談	学齢期にある子どもの学習・生活に関わる相談や検査、関係機関の紹介を行います。		学校教育課
57	子育て情報の収集・発信	子育てに関する制度や身近な地域の育児情報を収集し、情報誌やホームページ、LINE、母子手帳アプリ等を活用し、子育て情報へアクセスしやすい形や子ども向けの情報掲載を交えて発信します。		子育て関連課

基本施策３ 保育サービスの充実

共働き家庭の増加に伴い、幼稚園児童の人数が減少する一方で、保育所児童は各年齢層とも増加しており、保護者の就労形態に対応した保育サービスのニーズが高まっています。また、子どもをみてもらえる親族・知人がいない子育て世帯も一定数みられ、病児・病後児保育の利用人数も増加しているなど、緊急時のサポート体制の充実が必要となっています。

本市では、保育料無償化や待機児童解消に向けた取り組みに加え、一時預かり事業や延長保育、休日保育など、多様化する就労形態や家族形態に合わせた支援サービスの提供に取り組んでおり、住民同士の相互援助活動としてファミリー・サポート・センター事業を開始しています。

今後も、これらの事業の一層の充実が求められることから、保護者のニーズに対応できるよう、必要な事業の質・量両面の確保に努めます。

主な事業

	事業	事業内容	方向性	担当課
58	保育料無償化の実施	子育て世帯の負担軽減や教育を受ける機会の確保に取り組むため、3歳から5歳までのこどもの保育所等の利用料の無償化を実施するとともに、0歳から2歳児までのこどもについても住民税非課税世帯を対象に無償化を実施します。		幼児課
59	待機児童対策	保育ニーズの的確な把握に努め、保育施設の整備や保育所・幼稚園のこども園化などを計画的に実施し、待機児童解消に取り組みます。		幼児課
60	一時預かり事業 (保育所等での預かり保育)	保護者の就労や、疾病・出産、子育てからのリフレッシュなど一時的に家庭での保育が困難となる児童に対し、保育所等での預かり保育への支援をします。		幼児課
61	一時預かり事業 (幼稚園での預かり保育)	核家族や家庭の一時的な事情による子育て支援のために、幼稚園在園児に対して通常の保育終了後の14時から16時までの間、事前申し込みにより預かり保育を実施します。 ※施設等利用給付の認定を受けた人は、申請により保育料無償化の対象となります。		幼児課
62	延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、保育施設の開所時間から概ね30分～2時間延長する保育に対する支援を行います。		幼児課
63	休日保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、休日保育に対する支援を行います。		幼児課
64	こども誰でも通園制度（仮称）	0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間、保育所等の利用ができる新たな通園制度を実施します。		幼児課
65	幼稚園での長期休業中の預かり事業	幼稚園で夏休み等の長期休暇時に、子どもを預けられるようにします。		幼児課

基本施策4 子育て家庭への経済的負担の軽減

本市では、保育料無償化や各種手当、医療費の助成等のほか多胎児を育てる家庭への支援、0歳児のおむつ費用助成を実施し、子育て家庭への経済的負担の軽減を図っていますが、依然として教育・子育てにかかる経済的負担の支援を望む声は多くなっています。

障がいの有無や家庭環境等にかかわらず、すべての子ども・子育て家庭が安心して暮らすことができるよう、引き続き、子育て家庭への経済的負担の軽減に取り組むとともに、制度や事業の対象となる方が漏れなく利用できるよう、情報の発信に努めます。

主な事業

	事業	事業内容	方向性	担当課
66	養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に対し、その養育医療に要する費用を給付します。		こども家庭センター
58	[再掲] 保育料無償化の実施	子育て世帯の負担軽減や教育を受ける機会の確保に取り組むため、3歳から5歳までのこどもの保育所等の利用料の無償化を実施するとともに、0歳から2歳児までのこどもについても住民税非課税世帯を対象に無償化を実施します。		幼児課
67	児童手当	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に手当を支給します。		子育て支援課
68	児童扶養手当	父または母と生計をともにしていない児童や、重度の障がいがある父または母に養育されている児童がいる家庭の、生活の安定と自立の促進及び、児童の健全な育成を図ることを目的に手当を支給します。		子育て支援課
69	特別児童扶養手当	精神・知的または身体に中・重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護、養育している父母等に、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。		障がい福祉課
70	障がい児福祉手当	精神（知的も含む）または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に支給します。		障がい福祉課
4	[再掲] 乳幼児福祉医療費助成制度	小学校就学前の子どもを対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費を助成します。		保険年金課
71	ひとり親家庭福祉医療費助成制度	ひとり親家庭を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成します。		保険年金課
72	障がい者（児）福祉医療費助成制度	身体障がい者手帳1～3級、療育手帳重度・中度、精神障がい者保健福祉手帳1級・2級の一部、特別児童扶養手当1級の障がい者（児）を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成します。		保険年金課
73	子ども医療費助成制度	小学生から高校生世代を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に保険診療内の医療費の一部を助成します。		保険年金課
74	育成医療費助成	18歳未満の身体障がいのある児童に対し、手術等の治療を受けることにより、障がいが軽減され日常生活能力が期待できる場合に、必要な医療の給付を行います。		障がい福祉課

	事業	事業内容	方向性	担当課
75	児童発達支援等の利用料の無償化	3歳になった年度の翌年度の4月1日から小学校就学までの障がいのある児童に対する、児童発達支援等の利用料を無償化します。		障がい福祉課
76	子育て・若年世帯空き家リノベーション事業補助金	子育て世帯及び若年世帯が空き家バンクの空き家を取得又は賃貸された際のリフォーム補助をします。		住宅課
77	赤ちゃんおむつ費用助成	1歳未満の乳児の保護者に、おむつ等の購入費用(10,000円分の助成券)を助成します。		子育て支援課
78	ふたご・みつご出産就学支援助成事業	ふたご・みつご等の多胎児を出産、就学(小、中、高)時にふたごの場合60,000円、みつごの場合120,000円(以後対象児童増が1人えるごとに60,000円を加算)を助成します。		子育て支援課
79	養育費に関する公正証書等債務名義作成支援補助金	養育費に関する公正証書の作成又は調停の申立て若しくは裁判に必要な経費を補助することで、養育費に関する公正証書等債務名義作成を支援します。		子育て支援課
80	多子世帯への支援	多子世帯の子育てに対する経済的負担を軽減するための支援を行います。	検討	子育て支援課 幼児課 学校教育課
81	養育費保証契約保証料支援補助金	養育費の未払いが発生した場合に、第三者が立替・督促する保証契約に必要な経費を補助することで、養育費を確実に受けとる枠組みを整えます。		子育て支援課
82	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格を取得するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに養成機関への入学時における負担に対して高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、母子家庭及び父子家庭の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする		子育て支援課
83	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が高卒認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者等が実施する対策講座の受講に要する費用の一部を助成することで、効果的にひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援します。		子育て支援課
84	自立支援教育訓練給付金事業	就職を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、その受講した教育訓練講座に係る費用の一部について、自立支援教育訓練給付金を支給することにより、母又は父の就職に向けた主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ります。		子育て支援課

	事業	事業内容	方向性	担当課
85	こどもの生活・学習支援事業	社会福祉課の実施する子どもの学習・生活支援事業の対象者のうち、ひとり親家庭の高校3年制の受験料補助と、高校3年生・中学3年生の模擬試験費用を補助します。		子育て支援課

基本施策5 支援を必要とする子どもと家庭を支える取り組みの推進

障がいや疾病、虐待、貧困、いじめ、不登校など、子どもと子育て家庭を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。また、複合的な課題を抱える子ども、子育て家庭もみられることから、多職種・多機関協働による対応とともに切れ目のない伴走型支援が必要となっています。

障がいの有無や育つ家庭の状況に関わらず、子どもの健やかな育ちが保障されるよう、子どもと子育て家庭を支えて貧困や虐待の連鎖を断ち切ることは、未来に向けても重要な課題です。支援を必要とする子ども、子育て家庭が潜在化せずに、当事者の視点に立って一人ひとりの状況に応じた適切な支援につながるよう、分野を超えた重層的な支援に取り組みます。

主な事業				
	事業	事業内容	方向性	担当課
86	就労支援の促進	働く意欲がありながらさまざまな阻害要因を抱える就職困難者や就労意欲のあるひとり親家庭の保護者を対象に、就労支援相談員による相談、求人情報の提供や職業訓練への誘導などの支援を関係機関と連携して実施します。		商工観光労政課
87	発達支援事業	発達障がいがあるまたは疑いがある子どもたちの自立と家族の安心した子育てのため、発達相談、発達検査、園等への巡回支援による早期把握・早期支援を行い、園や学校との連携により支援を進めます。		発達支援課
88	児童発達支援センター事業	就学前の心身の発達に障がいのある子どもまたは疑いのある子どもとその家族に対し、児童発達支援、保育所等訪問支援により、基本的な生活習慣の確立やコミュニケーションを育む支援を行います。また、適切な福祉サービスに繋げるため、障がい児相談支援を行います。		発達支援課
89	幼児ことばの教室運営事業	保育園・幼稚園・こども園に通園する子どものうち、聴覚及び言語機能に課題や発達障がいのある子どもに対し、個別指導やグループ指導を行います。同時に、保護者支援も行います。		発達支援課

	事業	事業内容	方向性	担当課
29	[再掲] 放課後等デイサービス、日中一時支援	障がいがある児童に対し、放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に規則正しい生活習慣を維持できるよう、療育活動や創作活動を行います。		障がい福祉課
90	特別支援教育就学奨励費の支給	学用品、修学旅行費、校外活動費、学校給食費などを補助します。		学校教育課
91	就学支援	小学校区ごとに、保育所・幼稚園・こども園と小学校が連携し、保育・授業公開、研究協議などを行い、教育内容や教育方法の連続性を相互に理解し、小学校への円滑な接続につなげます。		学校教育課 幼児課
69	[再掲] 特別児童扶養手当	精神・知的または身体に中・重度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護、養育している父母等に、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。		障がい福祉課
70	[再掲] 障がい児福祉手当	精神（知的も含む）または身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に支給します。		障がい福祉課
72	[再掲] 障がい者（児）福祉医療費助成制度	身体障がい者手帳1～3級、療育手帳重度・中度、精神障がい者保健福祉手帳1級・2級の一部、特別児童扶養手当1級の障がい者（児）を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成します。		保険年金課
74	[再掲] 育成医療費助成	18歳未満の身体障がいのある児童に対し、手術等の治療を受けることにより、障がいが軽減され日常生活能力が期待できる場合に、必要な医療の給付を行います。		障がい福祉課
75	[再掲] 児童発達支援等の利用料の無償化	3歳になった年度の翌年度の4月1日から小学校就学までの障がいのある児童に対する、児童発達支援等の利用料を無償化します。		障がい福祉課
92	ひとり親家庭への相談業務	ひとり親家庭福祉推進員の配置や母子福祉のぞみ会への支援、民生委員児童委員、主任児童委員や福祉団体等との連携により、ひとり親家庭への相談体制の充実を図ります。 また、母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立に向け、相談や就職の情報提供などを行います。		子育て支援課

	事業	事業内容	方向性	担当課
93	ひとり親家庭への家事支援	技能習得のための通学や就職活動など自立促進に必要な場合や、疾病などの理由により生活援助や保育サービスが必要な場合、または、生活環境等の激変により日常生活を営むことに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣します。		子育て支援課
68	[再掲] 児童扶養手当	父または母と生計をともししていない児童や、重度の障がいがある父または母に養育されている児童がいる家庭の、生活の安定と自立の促進及び、児童の健全な育成を図ることを目的に手当を支給します。		子育て支援課
71	[再掲] ひとり親家庭福祉医療費助成制度	ひとり親家庭を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成します。		保険年金課
94	就学援助の実施	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対し、給食費や学用品費等を援助します。		学校教育課 幼児課
95	スクールカウンセラー派遣事業	いじめや不登校等の悩みの相談に応じ、助言を援助を行うため、臨床心理士を小学校に派遣します。		学校教育課
96	スクールソーシャルワーカーの配置	課題を抱えた児童生徒に対し、関係機関とネットワークを築き、必要な支援と課題解決に取り組みます。		学校教育課
97	子ども成長支援教室「あいあい」の設置	不登校や学校不適應の子どもたちが心身の元気を取り戻せるよう、学習支援やグループ活動、体験活動の支援を行います。		学校教育課
98	国際交流協会日本語教室の開催	外国語を母語とする方に生活に必要な日本語を習得できるよう、日本語教室を開催します。(主催は栗東国際交流協会)		自治振興課
99	重層的支援移行事業(相談支援)(令和6年度以降の重層的支援事業の一つ)	市民の日常生活上の悩みや生活困窮、ひきこもり、虐待等の様々な相談に応じるとともに、多機関協働による対応やアウトリーチによる支援等、断らない相談支援体制を構築します。		社会福祉課
100	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立支援相談員による生活困窮者の窓口支援、電話相談にあたります。		社会福祉課
101	生活保護費支給	学齢期にある児童生徒が学校教育において必要とする学級費、教材費、課外活動費、給食費等について支給し、学力の向上および健やかな学校生活の確保を支援します。		社会福祉課
102	子どもの学習・生活支援事業	経済的に塾等へ行くことができない児童生徒に対し、学校以外の学ぶ場を提供し、学力の向上を支援します。		社会福祉課

	事業	事業内容	方向性	担当課
103	障がい児福祉サービスの推進	障がい児の生活を支援するため、用具の給付や移動支援、相談支援、在宅サービスなどを展開します。		障がい福祉課
104	ペアレント・トレーニング	発達に偏りのある子どもに、肯定的な注目を向けることで子どもの行動変容を促す保護者研修を行います。		発達支援課
105	助産施設入所措置事業	経済的な事情により、入院助産を受けることが困難な場合に、指定の助産施設での出産に要する費用の一部または全部を助成します。		子育て支援課
106	母子生活支援施設入所措置事業	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子とその児童（１８歳未満）を入所させて保護し、その自立の促進のために生活を支援します		子育て支援課
107	児童扶養手当受給者の就労相談	ひとり親の就労を支援するため、児童扶養手当の受給者が現況届を提出する８月にあわせ、市の庁舎内に、ハローワークの臨時相談窓口を設置し、児童扶養手当受給者に対して、出張ハローワークを実施します。		子育て支援課
108	重層的支援推進事業 （多機関協働事業）	事属性、世代に拘わらず包括的に相談を受け止め、課題を抱える者及びその世帯に対して関係機関と連携し、各相談支援機関等とのコーディネートにより支援にあたります。		社会福祉課
109	重層的支援推進事業 （継続的支援推進事業）	長期にわたるひきこもり状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者又は世帯に支援を届けることを目的に、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。		社会福祉課
110	重層的支援推進事業 （参加支援事業）	人と話をすることが苦手、自宅にひきこもって外出しないなどの悩みがある子どもやその家族に相談支援を行います。また、栗東市内在住の子ども、若者、保護者などが、自分のペースで過ごせる場所を提供します。		社会福祉課
111	重層的支援推進事業 （地域づくり事業）	地域資源や地域課題を把握・共有し、地域福祉活動の拡充を図ることで、支援が必要な方を支えされる地域の形成を目指します。		社会福祉課

	事業	事業内容	方向性	担当課
112	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。当課の合同ケース会議等により支援の検討をし、サポートプランを立案・決定を行い、市が適切と認めた事業者へ委託し、訪問支援員を支援対象者の自宅に派遣します。		こども家庭センター
113	小児慢性特定疾病児童に対する支援	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。		障がい福祉課

3. 基本目標3 社会全体で子どもの育ちを見守り支える環境づくり

基本施策1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

出産後も育児休業を取得して仕事を継続する母親や父親の育児参加が増加している一方で、依然として子育ての負担が母親に偏っていたり、長時間労働により父親の家事・育児への参加が阻害されていたりする状況もあります。

誰もが各自のライフステージに応じて、やりがいを持って働き、生活の時間も充実することで人生の満足度を高められるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が求められており、両親がともに子育てに関わることは、家庭における子どもの育ちに対してもよい影響を与えます。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けては、本人の意識だけでなく事業所における柔軟な働き方の導入や職場環境の改善などが重要であることから、事業所に向けた働きかけを行うとともに、男性と女性がともに子育てを担えるよう、父親への啓発等にも取り組みます。

主な事業				
	事業	事業内容	方向性	担当課
114	働き方改革の推進	職業生活や家庭生活及び地域活動に男女がともに参画できるよう、事業所に対して、時間外労働の限度や年次有給休暇の確実な取得が図られるための啓発を行います。		商工観光労政課
115	男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。		商工観光労政課
116	男女共同参画の視点による学習の推進	あらゆる分野にともに参画し、役割も責任も分かち合い、仕事と家庭・地域活動を両立し、協力しあえる社会づくりに向けて事業を展開しながら啓発を行います。		自治振興課
117	男性対象の子育て講座の開催	子育ての方法について学ぶ子育て講座を開催します。		子育て支援課

基本施策2 地域における多様な子育て支援の充実

地域の人間関係の希薄化や地域における子育て力の低下が言われるなかで、本市においては、地域子育て支援センターや児童館の事業において地域の高齢者が活躍するなど、地域と協働した子育て支援事業を実施しています。

共働き家庭の増加に加え、身近に子育てを相談したり、手伝ってもらったりできる親族がいない子育て家庭がみられるなかでは、地域社会全体で子育てを支える意識づくりと支援の体制が必要です。

子どもの育ちにおいては、親だけでなく多様な大人との関わりや体験を通じて自我の発達や社会性がはぐくまれます。地域と連携し、園・学校などにおける体験活動の実施や、世代間交流の機会づくり、居場所づくりを進め、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、子どもの健やかな育ちを支援する環境づくりに取り組みます。

主な事業				
	事業	事業内容	方向性	担当課
53	[再掲] 地域子育て支援センター事業	本市の子育て支援の中核施設として、子育て支援施設と連携・協力し、子育てに関わる相談や子育て講座などの各事業を実施するとともに、子育てサークルの育成、支援を行います。		子育て支援課
45	[再掲] 児童館子育て支援事業	遊びや子育て親子の交流の場の提供、相談事業などを通じて、子育て支援、親育ちを支える活動を実施します。		子育て支援課
118	病児・病後児保育事業	病気の回復期に至らず当面の症状の急変が認められない又は、病気の回復期にあり集団保育を受けることが困難な子どもを病院に付設された専用施設で一時的に預かり、安静を確保し、保育を行います。		子育て支援課
119	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	保護者の病気などの理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで一時的に養育または保護します。		こども家庭センター

	事業	事業内容	方向性	担当課
120	高齢者活用子育て支援事業（シルバー人材センターの事業）	シルバー人材センターの地域に貢献される取り組みに対し運営を支援します。 《生活援助サービス事業》 就学前の幼児及び就学児童に対し、在宅での子守などの事業を実施するとともに、産前・産後の家事援助、イベント会場での託児を実施します。 《シルバーで一時預かり・マロンばあばのおうち》 人生や子育て経験の豊かなシルバー人材センター会員が1歳～就学前の子どもを預かり、保護者のストレスの軽減や、リフレッシュを図りながら、「三世代交流」及び「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組みます。		商工観光労政課
121	ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の方が、仕事や用事などで子どもの世話が出来ない時に、地域の人が応援する、会員同士の相互援助活動であり、センター事務局が子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）に子育ての応援をしたい人（協力会員）を紹介します。		子育て支援課
122	保育所・幼稚園・こども園園庭開放事業	未就園児の子どもを対象にした子育て支援事業を行い、保護者同士の交流の場、子育て相談のできる場につながるようにする。また、未就園の子どもを対象に、「遊び場」としての園庭開放を行っていきます。		幼児課
123	保育所・幼稚園・こども園地域活動事業	未就園児との交流事業、高齢者との交流など、地域との交流事業を行います。		幼児課
47	[再掲] 「おでかけシルバーママ・パパ」の開催（シルバー人材センターの事業）	シルバー人材センターの地域に貢献される取り組みに対し事業の実施および運営を支援します。 子育て世代を対象に、人生や子育て経験の豊かなシルバーママ・パパとのふれあいの場として各児童館へ出かけて、「三世代交流」や「地域社会との関わり」の中で、子育てのストレスを軽減することを目的として実施します。		商工観光労政課 子育て支援課
124	体験活動、勤労体験活動	小学校におけるさまざまな体験活動や、中学校における勤労体験活動（職場体験）など地域と連携しながらの活動を通して、社会性や連帯性など児童生徒の心の育成を図ります。		学校教育課
125	保育体験活動	中学生が、近隣の保育園・幼稚園・こども園で子どもたちと一緒に遊ぶなどの交流を通して、保育体験を行います。		学校教育課

	事業	事業内容	方向性	担当課
126	図書館における子どもの読書活動の推進	子ども向け図書購入・子ども向けコーナーの整備等により、子どもが自由に本を選べる環境を整備します。また、子どもに本の楽しさや本を探すのを手助けするため、レファレンスや読書相談、展示・図書館だより等による図書の紹介、おはなし会等の行事を行います。学校や地域の団体と連携し、子どもが読書・図書館に親しむ機会を作るため配本等を行います。		図書館
127	市民活動支援制度の活用促進	子育て事業を展開している市民活動団体へ制度の活用を促進します。		自治振興課
128	社会教育重点事業	未就園児とその保護者を対象に、親子リトミック教室・英語教室・お菓子づくり教室を開催します。また、戦争を知らない子どもたちが、当時の様子を映像で見たり、戦争当時の体験談を聴くことで「平和の大切さ」について学習します。		生涯学習課
129	スポーツイベントの開催	くりちゃんファミリーマラソンや耐寒アベック登山大会、栗東駅伝などを通して、自然の美しさにふれ、心の豊かさを深め、人と人との協調性を高め、心身の鍛錬を図ります。		スポーツ・文化振興課
130	学校体育施設スポーツ開放事業	市民の心身の健全な発達を図るため、学校教育に支障のない範囲で体育施設等を地域住民のスポーツ及びレクリエーション活動に開放する事業を行います。		スポーツ・文化振興課
131	子ども考古学体験教室	夏休み期間を中心に、勾玉づくりや発掘体験などを行い、郷土の歴史や考古学に親しんでもらいます。		スポーツ・文化振興課
132	博物館教室 (歴史民俗博物館)	栗東歴史民俗博物館の収蔵する民具資料に触れ、体験することを通じて、かつての暮らしぶりや、その移り変わりを体感してもらう。小学校3年生の社会科に対応します。		スポーツ・文化振興課
133	小学校芸術鑑賞事業	市内全小学校を対象に、音楽、演劇、伝統芸能その他の文化芸術に直接触れる機会を提供し、豊かな感性を養います。		スポーツ・文化振興課
134	インクルーシブスポーツ事業の推進	子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが同じフィールドに身を置き、共にスポーツを楽しむ環境の整備に努めます。		スポーツ・文化振興課

基本施策3 子どもが安心・安全に過ごせる環境の整備

すべての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。そのため、子どもの身体的・精神的な発達に深刻な影響を与える児童虐待は、様々な主体が連携し、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

虐待の背景には、保護者自身の成育歴が影響していることも多いため、保護者支援の視点も踏まえて、引き続き、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて取り組みます。児童虐待の背景には配偶者からの暴力（DV）が存在していることが多いことに加えて、子どもの前での暴力（面前DV）自体が児童虐待にあたるため、DVを根絶するための社会意識づくりや被害者支援の充実にも併せて取り組みます。

また、登下校中の子どもを狙った犯罪や子どもを巻き込んだ交通事故が相次ぎ、子どもの安全に対する関心が高まっており、子どもが安心して生活できるよう防犯活動や道路環境の整備に取り組んでいく必要があります。

主な事業				
	事業	事業内容	方向性	担当課
135	要保護児童対策地域協議会	市内の幼、保、小、中、高校の代表者や教育委員会関係、子ども家庭相談センターや民生委員児童委員、主任児童委員等児童福祉関係、保健・医療関係、警察・司法関係機関（者）で構成され、要保護児童の適切な保護を図るための必要な情報交換及び要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行い対応します。		こども家庭センター
136	家庭児童相談室事業	児童虐待予防の観点から、子どもの自立を支援するため、保護者への援助や指導を行います。また、育児不安の解消に向けた相談や助言を行います。		こども家庭センター
137	児童虐待ケース会議	虐待が疑われる事案や要保護事案が生じた時に、関係機関が集まり支援方針会議を開催します。この中で、関係機関が果たす役割を明確にし、要保護家庭等への支援を行います。		こども家庭センター
138	未就園児等全戸訪問事業	児童虐待の早期発見・早期対応のため、転入家庭を中心に未就園児や福祉サービスを利用していない地域の目が届きにくい在宅児がいる家庭を訪問します。		こども家庭センター
139	配偶者などからの暴力(DV)への相談体制の充実	配偶者などからの暴力（DV）に対する相談体制の充実を図るとともに、DVと児童虐待には高い関連性があるとの指摘もあることから、防止に向けた啓発を行います。		子育て支援課 自治振興課

	事業	事業内容	方向性	担当課
140	学校問題行動対策連絡会議	全国的に児童生徒による学校内での問題行動が増加していることから、問題行動と当事者への対応について、学校・地域・子ども家庭相談センター・警察・教育委員会・市福祉関係部署が連携会議を開き、協議し解決につなげます。		学校教育課
141	公園の整備及び広場や児童遊園遊具設置補助の推進	子供が遊べる公園を整備します。また、自治会が管理する広場の整備改善や児童遊園の遊具新設を補助します。		都市計画課
142	非行防止活動	小学4年生を対象に、各学校ごと、少年センター・草津警察署・少年補導委員会が協働して初発型非行防止を啓発します。また、青少年の非行や不良行為の未然防止のため、街頭パトロールを実施します。		生涯学習課
143	少年対策	少年自身や保護者、その関係者などから非行や立ち直りなどに関する相談に対応し、必要に応じて専門機関につなぎます。また、指導員を中心にして、非行傾向のある無職少年の自立支援をめざして、就労や就学に向けた相談・支援を行います。		生涯学習課
144	交通安全啓発の推進	子どもたちや保護者に、交通ルール・マナーや危険予知・危険回避などの知識を身につけてもらうために、関係機関・団体等と連携し、交通安全教室や、啓発活動等を実施します。		土木交通課
145	通学路の指定及び安全の確保	小学校が指定している通学路の変更、追加などの相談、報告を受け、実態を把握します。また、小学校から通学路の危険箇所の報告を受け、状況の把握、合同点検の実施、点検結果に基づく対策の検討、対策の実施による児童生徒の登下校時の安全を確保します。このほか、通学路上及び通学路に面する箇所の宅地などの開発事業者に対し、児童生徒への安全確保を依頼します。		学校教育課 教育総務課 幼児課 土木交通課
146	犯罪のない明るいまちづくりの推進	市民や事業者、関係機関・団体等と連携し、子どもたちを犯罪や不審者等から守るための様々な取組を積極的に推進します。		危機管理課